

②長期留学用プラン  
(保険期間31日超~1年)

## 一般プラン

ご契約タイプ	寮・ホームステイプラン				アパート・借家プラン			
	TK3	TK1	5K3	5K1	TB3	TB1	5B3	5B1
傷 害 死 亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	90万円~ 3,000万円	30万円~ 1,000万円	90万円~ 3,000万円	30万円~ 1,000万円	90万円~ 3,000万円	30万円~ 1,000万円	90万円~ 3,000万円	30万円~ 1,000万円
治療・救援費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円
歯科治療費用	10万円	10万円	補償なし	補償なし	10万円	10万円	補償なし	補償なし
疾 病 死 亡	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円
個人賠償責任 支払限度額(1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし
携 行 品*4 (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし
個人賠償責任補償特約 (長期用)	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし	1億円	1億円	1億円	1億円
生活用動産(長期用) (家財・身の回り品1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	補償なし	補償なし	補償なし	補償なし	100万円	100万円	100万円	100万円
航空機寄託手荷物遅延**5 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延費用*6 (支払限度額)	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
32日~34日まで	TK3、TK1タイプの 6か月以上には 歯科治療費用が セットされています。		15,320円	12,800円	TB3、TB1タイプの 6か月以上には 歯科治療費用が セットされています。		17,450円	14,930円
39日まで			16,610円	13,760円			18,910円	16,060円
46日まで			20,280円	16,860円			22,770円	19,350円
53日まで			24,400円	20,340円			27,070円	23,010円
2か月まで			28,250円	23,410円			31,150円	26,310円
3か月まで			39,560円	32,930円			43,130円	36,500円
4か月まで			54,000円	44,710円			58,350円	49,060円
5か月まで			70,980円	58,800円			75,990円	63,810円
6か月まで	90,960円	76,220円	83,280円	68,540円	96,630円	81,890円	88,950円	74,210円
7か月まで	107,570円	90,140円	98,610円	81,180円	113,890円	96,460円	104,930円	87,500円
8か月まで	124,700円	104,450円	114,460円	94,210円	131,660円	111,410円	121,420円	101,170円
9か月まで	141,530円	118,500円	130,010円	106,980円	149,140円	126,110円	137,620円	114,590円
10か月まで	158,560円	132,740円	145,760円	119,940円	166,800円	140,980円	154,000円	128,180円
11か月まで	175,560円	146,980円	161,470円	132,890円	184,440円	155,860円	170,350円	141,770円
1年まで	190,000円	158,750円	174,630円	143,380円	199,490円	168,240円	184,120円	152,870円

※1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

※2 疾病応急治療・救援費用は保険期間31日までのご契約に限り、補償の対象となります。

※3 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。

※4 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。

※5 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。

※6 1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

※7 現症・既往症とは次の場合をいいます。

・現在ケガや病気で医師の治療・投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診療、治療・投薬のいずれかをすすめられている。

・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。